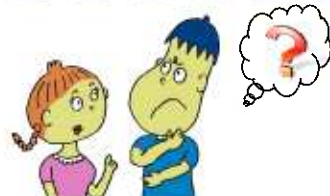


住民税 Q&A

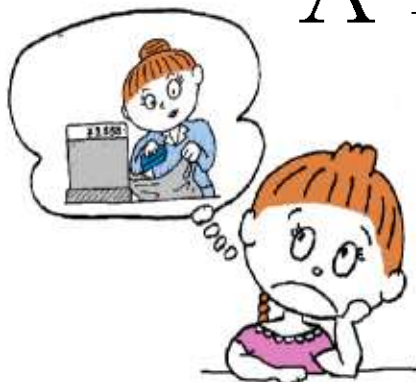


Q わたしは専業主婦で夫の扶養に入っています。パートで働くことを考えていますが、住民税はどうなるのでしょうか。

A 一定額以上の収入があると所得税や住民税が課税され、夫の側で配偶者控除が受けられなくなります。

次の表を参考にしてください。

妻（夫）の収入	100万円以下	100万超 103万円以下	103万円超
妻（夫）の所得税	課税なし		課税
妻（夫）の住民税	課税なし	課税	
夫（妻）の配偶者控除	受けられる		受けられない



Q 住民税の納税方法には、どのようなものがありますか？

A 税金の納付方法には次の3つの方法があります。

普通徴収の納付には、安全・便利・確実な口座振替がいわい！

自営業や会社を辞めた人はこれよ！

普通徴収

個人納付(納付書)

年4回
(6. 8. 10. 1月)

会社員に一番多い方法はこれだね

特別徴収

給与天引き

年12回
(6月～翌年5月の毎月)

わしはこれじゃのう

年金特別徴収

年金天引き

年6回
(4. 6. 8. 10. 12. 2. 月)
※平成21年10月から開始

※複数の箇所から収入を得ている方は、上記の方法を組み合わせる納付していただく場合があります。



住民税相談のご案内

●課税内容に関すること
TEL (5742) 6663～6

●納税に関すること
TEL (5742) 6669

●納税・課税証明書
TEL (5742) 6662

受付時間

月曜～金曜
午前8時30分から
午後5時

ただし火曜日は
午後7時まで
(祝日は休み)

区民の皆さまからリクエストをいただき、担当者がサークル・団体等の会合へお伺いする出前講座をご用意しています。費用は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

(お問い合わせ)

品川区税務課税務係
TEL 5742-6662

住民税
出前講座の
ご案内

